

注意事項

設置時期

防犯カメラは補助金交付決定以後から令和7年3月までに設置してください。

※交付決定以前に工事に着手したものは補助対象外です。

申請時

- ・エントリー申請は不要ですが、更新を検討している場合は区役所地域力推進課へご相談ください。
- ・交付申請後に台数を減らしたり、取下げたりすることは原則できません。
- ・予定台数に達した場合、期限より前に受付を終了する場合があります。

適切な運用

- ・設置後、6年間は運用しなければなりません。
- ・「名古屋市公共的団体による防犯カメラの設置及び利用に関するガイドライン」に従って、防犯カメラの設置及び利用基準を策定し、適切な維持管理を行ってください。適切な維持管理がなされていないと市が判断した場合、補助金の返還を求めることがあります。

市への報告

運用状況について、防犯カメラを撤去するまでの間、書面で報告が必要です(毎年度1回)。

〈参考：防犯機器電気料補助金〉

街頭犯罪抑止環境整備事業補助金（防犯カメラ設置）を活用して設置した防犯カメラについて、電気料の補助を行っています。

- 補助額 〈参考〉令和5年度補助額
防犯カメラ1台あたり1,772円/年

※補助金額は各年度の電気料金を踏まえて決定します。
※年度途中で新設・廃止したもの、他に電気料の補助を受けているものについては対象外です。

お問い合わせ先

●区役所地域力推進課

千種区 753-1821 東区 934-1122 北区 917-6432 西区 523-4524
中村区 433-2742 中区 265-2228 昭和区 735-3824 瑞穂区 852-9302
熱田区 683-9422 中川区 363-4319 港区 654-9621 南区 823-9322
守山区 796-4521 緑区 625-3873 名東区 778-3023 天白区 807-3821

●名古屋市地域安全推進課

972-3128

※提出書類・申請時期など詳しくは、お住まいの区の区役所地域力推進課でご確認ください。

防犯カメラ設置費用の一部を助成します!(6年度)

街頭犯罪抑止環境整備事業補助金（防犯カメラ設置）

補助金の目的

犯罪が多発している地域において、地域団体が行う犯罪抑止に有効なハード整備である防犯カメラの設置に対し助成します。従来実施しているソフト事業との相乗効果により、効果的な防犯活動の実施、街頭犯罪の抑止を図ります。

補助対象団体

学区連絡協議会・町内会等

※日頃からパトロールなどの防犯活動を行っている団体が対象となります。なお、補助金の申請希望のあった団体の中から、犯罪情勢(街頭犯罪等の認知件数や犯罪率など)や前年度の防犯活動への取組状況等を考慮した上で、補助対象団体を決定します。

補助対象経費


防犯カメラ設置にかかる以下の経費

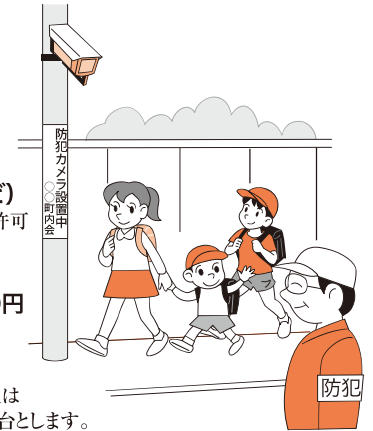
- ・機器購入費
- ・設置費用
- ・「防犯カメラ設置中」などの表示板製作費等
※表示板は、防犯カメラ1台につき10枚まで。
- ・各種申請手数料(道路使用許可手数料など)
※防犯カメラを道路上に設置する場合は、道路占用許可など各種許可が必要となります。
- ・補助率: 2/3以内
- ・限度額: 防犯カメラ1台につき140,000円
- ・上限台数: 学区連絡協議会 10台
その他の団体 5台

※平成25年度以降の当補助金による設置台数の上限は学区連絡協議会 累計30台、その他の団体 累計15台とします。

補助率等

スケジュール(予定)

4~6月末	申請希望についてエントリー票及び前年度の防犯活動実績を区役所地域力推進課へ提出 または、パソコン・スマートフォンからエントリー	 エントリーフォーム
8月初旬	補助団体の決定、通知	
8月初旬以降	補助金交付申請書を区役所地域力推進課へ提出 補助金交付決定 防犯カメラ設置工事着手、完了 実績報告書を区役所地域力推進課へ提出 補助金の交付	



対象となる 防犯カメラ

設置時期

補助金交付決定以後から令和7年3月まで
※交付決定以前に工事に着手したものは補助の対象となりません。

設置場所及び撮影範囲

公道又は公道に面した公園など公共空間を撮影するもの

※公道又は公道に面した公園以外の公共空間の撮影を検討する場合は、必ず区役所地域力推進室へご相談ください。
※撮影範囲に住宅や店舗等が入る場合には、その住宅、店舗等に事前に説明し、同意を得ておく必要があります。
※表示板を、原則、防犯カメラ設置場所又は近くの民有地に設置してください。

注意事項

申請時

- ・エントリー申請にあたっては、設置後に発生する電気代や保守点検費用などランニングコスト等についても十分に検討をお願いします。なお、電気代については、防犯機器電気料補助金の補助対象となります。
※設置した翌年度から補助対象です。
- ・エントリー申請後に台数を減らしたり、取り下げたりすることは原則できません。
- ・パソコン又はスマートフォンからエントリーが可能です。

適切な運用

- ・設置後、6年間は運用しなければなりません。
- ・「名古屋市公共的団体による防犯カメラの設置及び利用に関するガイドライン」に従って、防犯カメラの設置及び利用基準を策定し、適切な維持管理を行ってください。適切な維持管理がなされていないと市が判断した場合、補助金の返還を求めることがあります。
※特にインターネットを利用した防犯カメラは、パスワードを未設定又は初期設定のまま運用せず、他人に推測されないパスワードを設定・更新するほか、不正アクセスを防ぐためプログラムを最新の状態に更新し、適切なセキュリティ対策を行ってください。

市への報告

運用状況について、防犯カメラを撤去するまでの間、書面で報告が必要です(毎年度1回)。

防犯カメラの更新にかかる 費用の一部も補助対象となります!

補助対象

街頭犯罪抑止環境整備事業補助金(防犯カメラ設置)を活用して設置した防犯カメラが故障した場合、設置から6年以上経過し、次のいずれかに当てはまる際に、補助金を活用して取替えを行うことができます。

- ・部品がないなどの理由から修理することができない
- ・修理するよりも新しい防犯カメラに更新した方が安い

補助対象 経費

防犯カメラの更新にかかる以下の経費

- ・機器購入費
- ・設置費用
- ・故障した防犯カメラの撤去・処分費
- ・「防犯カメラ設置中」などの表示板製作費 等
※表示板は、既に掲示されているものを含め、防犯カメラ1台につき10枚まで。
- ・各種申請手数料(道路使用許可手数料など)
※防犯カメラを道路上に設置する場合は、道路占用許可など各種許可が必要となります。

※防犯カメラ本体の取替えを伴わない場合は、補助対象外です。

補助率等

- ・補助率: 2/3以内
- ・限度額: 防犯カメラ1台につき 140,000円
- ・上限台数: 学区連絡協議会 10台
その他の団体 5台

申請の 流れ

補助金交付申請書を区役所地域力推進課へ随時提出
(令和7年1月末期限)

補助金交付決定

防犯カメラ設置工事着手、完了

実績報告書を区役所地域力推進課へ提出

補助金の交付